




令和元年度 国民年金保険料 免除・納付猶予申請の受付開始

 住民課  932-1467(ダイヤルイン)
 932-1151(内線115)

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(自営業者や失業者、学生など)は、毎月保険料(令和元年度は月額16,410円)の納付が必要になります。しかし、経済的な理由で保険料を支払うことが難しい場合は、申請により保険料の納付が免除または猶予される「保険料免除制度」や「納付猶予制度」(50歳未満対象)という制度があります。

未納のままにしておく、将来の年金支給額が減るだけでなく、万が一のときに障害年金や遺族年金を請求できない場合があります。

7月1日(月)から令和元年度分(令和元年7月～令和2年6月)の申請受付を開始しましたので、希望する人は、住民課の窓口で申請をしてください。

なお、免除申請は2年1か月前までさかのぼって申請をすることができます。

※免除申請をしても、本人・配偶者・世帯主の前年度中の所得によっては免除に該当しない場合があります。




▶ 申請に必要なもの

印鑑、年金手帳など基礎年金番号がわかるもの

学生は、学生納付特例の申請をしましょう。

学生で保険料を支払うことが難しい場合は、「学生納付特例」の申請が必要です。学生であることを証明するもの(学生証の写しまたは在学証明書など)を持参の上、申請してください。

エアゾール缶などの 収集方法を変更します

 地域振興課  932-1438(ダイヤルイン)
 932-1151(内線217)

6月1日から、エアゾール缶とスプレー缶の収集方法が変更になりました。

▶ **変更前** 中身を使い切り、穴を開け、空缶・空ピンの袋で出す。

▶ **変更後** 必ず中身を使い切り、穴は開けないで、透明または半透明の袋に入れて「空缶・空ピン」の収集日に出す。




缶に穴を開けると、爆発などの危険性があるため、穴は開けないでください。

▶ ごみ出しについて

● 近年、住宅の増加に伴い、収集ルートを変更しています。

● ごみ出しは、**夜の10時まで**にごみ置き場など指定の場所に出してください。

70歳到達予定者および後期高齢者のための 医療制度説明会のお知らせ

 住民課  932-1467(ダイヤルイン)
 932-1151(内線115)

70歳到達予定者のための医療制度説明会および後期高齢者医療制度説明会を次のとおり行います。

▶ 日 時 7月25日(木)

70歳到達予定者のための医療制度説明会 10時～
後期高齢者医療説明会 11時～

▶ 場 所 保健センター 1階

▶ 対象者

70歳到達予定者のための医療制度説明会




(国民健康保険加入者のみ)

昭和24年7月2日～昭和24年8月1日生まれの人

後期高齢者医療説明会

昭和19年8月1日～昭和19年8月31日生まれの人

身体障がい者 巡回相談のお知らせ

 健康福祉課  932-1493(ダイヤルイン)
 932-1151(内線127)

肢体不自由の補装具費の新規支給、再支給、修理の要否判定、処方および適合判定を行います。なお、相談を希望する場合は、7月31日(水)までに健康福祉課へ予約が必要となります。

- 電動車椅子、座位保持装置、重度障がい者用意思伝達装置については相談のみで、判定は行いません。
- 補聴器などの要否判定および診察、身体障害者手帳の診断書の作成は行いません。
- 会場には、必ず障がいのある人ご本人がお越しください。

▶ 日 時 8月21日(水)

受付 9時30分～11時30分

12時30分～14時

診察開始時間 10時～

※12時～13時の間は診察を行いません。なお、予約人数が20人以下の場合は午前中で終了します。

▶ 場 所 粕屋町健康センター

(粕屋町駕与丁1-1-1)

※粕屋町役場庁舎に隣接

▶ 持参するもの

印鑑、身体障害者手帳

● 再支給の場合 前回支給の補装具

● 修理の場合 修理が必要な補装具



職員採用試験を次のとおり行います。

職種と採用予定人数

- 一般事務A 3人程度
- 一般事務B(障がいのある人対象) 1人程度

受付期間

7月8日(月)～8月23日(金) 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

※郵送申込は8月23日(金)必着です。書類が完備しているもの限り受け付けます。

受験資格

- 一般事務A 平成2年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人
- 一般事務B 昭和54年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの交付を受けている人のうち、次の①、②のいずれの要件にも該当する人
 - ① 自力で通勤ができ、かつ介護者なしに一般行政事務職員として職務の遂行が可能な人
 - ② 活字印刷文による出題および口頭による面接試験に対応できる人

※ただし次のいずれかに該当する人は受験できません。

- 1) 日本国籍を有しない人
- 2) 地方公務員法第16条に該当する人

一次試験日、試験科目

9月22日(日) 受付 9時20分 教養試験、職場適応性検査
9月23日(月) 集団面接試験



二次試験日、試験科目

試験日は、第1次試験の結果発表時に通知 作文試験、個人面接

提出書類

職員採用資格試験申込書・受験票

※上記申込書・受験票などは、須恵町役場 総務課でお渡しします。ホームページからもダウンロードできます。

● 問い合わせ先 総務課  932-1152(ダイヤルイン)  932-1151(内線316)